

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

鈴鹿市立石薬師小学校

1 いじめ防止に関する基本理念

(1) いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの』（「いじめ防止対策推進法」第2条）と定義されている。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害したり、その心身の健全な成長・人格の形成に重大な影響を与えたり、生命または身体に危険を生じさせたりする恐れがある。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずしをされ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、SNS（ソーシャルネットワークシステム）の中等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に児童相談所・警察に相談する必要があるものや、児童の身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。従って、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に関係機関と連携した対応を取る場合もある。

2 未然防止の取組

(1) 学力保障

- ① 児童同士のかかわりを大切にしながら、自分の思いが表現できるような授業づくりに努める。
- ② 基礎基本の学力や、表現力・思考力・判断力などの確かな学力の育成に努める。
- ③ 確かな学力と、「豊かな心をもち、仲間と共にたくましく生きる子ども」の育成に努める。

(2) 居心地のよい学級づくり

- ① 学級で様々な問題を解決するために、話し合い活動を充実する。
- ② 一人一人の良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する。

(3) 人権教育の充実

- ①中学校区の幼・小・中との連携を進め、つながりのある人権教育カリキュラムの策定に努める。
- ②いじめや差別を許さない人権学習の充実に努め、実践的行動力を育成する。
- ③児童が主体となる人権教育と道德の授業を充実する。

(4)自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ①自尊感情や自己肯定感を育成する教育活動に努める。
- ②将来への夢と希望をもたせるキャリア教育の充実に努める。

(5)児童による主体的な活動

- ①児童会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分自身に関わる重要な問題であるという自覚をもたせる。
- ②いじめ撲滅運動など、児童が主体となった活動に努める。

(6)保護者や関係機関との連携

- ①いじめ防止の重要性を保護者や地域に発信するとともに、家庭教育の場でもいじめ防止に取り組むように連携を進める。
- ②教育委員会・警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

3 早期発見の取組

(1)きめ細やかな児童理解

- ①いじめはどの学校にも起こり得る、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得るとの認識に立ち、日々の児童の言動から、一人一人の児童の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を磨く。気になることがあれば、迅速に校内の各担当に連絡し、情報共有を進める。
- ②児童と同じ目線で物事を考え、対話に努め、当事者の気持ちを理解することに努める。
- ③自らの言動について、いじめ防止の観点から常に厳しい体勢で自己点検に努める。

(2)具体的な手立て

①日々の観察と対話活動

- ・業間や昼休みなどに積極的に児童と対話し、些細な変化も見逃さないように努める。

②「連絡ノート」の活用

- ・連絡ノートを活用するなど、児童や保護者との個別の対話を図る。

③教育相談の充実

- ・日頃から、いつでも相談に応じることを児童に伝え、気軽に相談できる環境づくりを進める。また、積極的な声かけで、児童の困り感などを敏感に捉えられるように努める。
- ・相談内容によっては、事案を学校内で共有し、スクールカウンセラーや関係機関と連携するなど、組織的な対応に努める。

④いじめアンケートの活用

- ・定期的にいじめアンケートを実施し、実態把握に努める。

4 校内いじめ防止対策委員会の設置

- (1)「三重県いじめ防止条例」(平成30年4月1日施行)を全職員が遵守する。

(2)いじめ防止の取組について、学校いじめ防止基本方針に基づく計画・実行・検証を行う。

委員会は年に2回程度行うこととし、いじめに関する事案のあったときは速やかに会議を招集する。

(3)構成は、校長・教頭・教務・二部会の代表(生活指導部、人権教育・研修部)・養護教諭を基本とし、必要に応じて、特別支援コーディネーター、担任等の関係職員、スクールカウンセラー、学校運営協議会の委員等を交える。

5 いじめ問題発生時の対応

いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応

【児童】

- ・保護者の了解を得た上で事実確認を行う。
- ・複数の教員が児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

【保護者】

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

対応方針の決定及び役割分担

- ・情報が速やかに生活指導担当者や管理職に伝わり、いじめ防止対策委員会において迅速な対応ができるように、教師の情報連絡体制を整える。
- ・校内いじめ防止対策委員会で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。

いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を確認する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

いじめた児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝辞の方法についてともに考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の思いを伝え協力を求める。

- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取組を考えながら、家庭での児童への接し方等について助言する。

学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

6 重大事態への対応

- ・重大事案への対処(国が示したフローチャートに従う)

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」、「児童や保護者から重大事態の申立て」がある場合は、校長の判断のもと次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を鈴鹿市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ問題再発防止の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底のための研修を実施する。
- (2) 人権感覚・カウンセリングマインドの向上を目的とした研修を実施する。
- (3) 学力保障を念頭に置き、どの子も輝ける授業を目指す実践研修を実施する。
- (4) 居心地のよい集団・仲間づくりを進める実践研究を実施する。